

千葉市立海浜病院 I C T 委員会設置要領

1 趣旨

この要領は、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止などを行うことを目的とし、感染制御チーム委員会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定める。

2 名称

感染制御チーム委員会の名称は、I C T（Infection Control Team）委員会とする。

3 任務

I C T 委員会は、院内感染に関する監視、調査及び評価を行うとともに、各部署における具体的な感染防止対策の策定とその実践を推進することを任務とする。

4 権限及び責務

- (1) I C T 委員会は、院内感染の発生時及び感染防止対策の推進のため各部署における監視・調査・評価を行い、感染制御を実行する権限をもつ。
- (2) I C T 委員会は、監視・調査・評価した内容を、感染対策委員会に報告する義務がある。

5 業務

- (1) I C T 委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 院内感染対策の推進と感染対策の監視・調査及び評価
 - イ 感染管理コンサルテーション業務
 - ウ 職員の職業感染対策
 - エ 感染防止対策のための職員研修
 - オ 院内感染アウトブレイク時の感染制御対策
 - カ 院内感染管理に必要となる最新の情報提供
 - キ 院内感染サーベイランス
 - ク 定期的な院内の巡回（1回／週）
- (2) 感染対策向上加算 2 または 3 に係る届け出を行った医療機関と合同で、少なくとも年 4 回以上、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録する。
- (3) 千葉市内における感染対策向上加算に係る規程第 2 条に基づき、感染対策向上加算 1 を取っている病院と相互チェックを定期的・継続的に実施することを通じ、多くの施設の取り組みを学び感染防止対策実践の質を高めるため業務を行う。
 - ア 連携内において年 1 回以上の他施設の評価を行うこと
 - イ 連携内において年 1 回以上の他施設の評価を受けること
 - ウ 評価受審施設として、サポート施設に対して招聘状を送付すること

6 組織

(1) 委員会は、次の各号に定める委員を持って組織する。

ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を終了した専任の看護師

ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

オ その他、感染対策室長が必要と認めた者

カ アからエのうち1名を院内感染管理者とする

キ ア又はイのうち1名は専従とする

(2) 委員会に委員長及び副委員長を置く。

ア 委員長は、委員の中から感染対策室長が任命する。

イ 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

ウ 委員長は、副委員長を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

7 会議

(1) ICT委員会は、月2回開催する。

(2) ICT委員会は、必要に応じて委員を召集することができる。

(3) 院内で感染管理上の問題が発生した場合には、事実関係の把握のため必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

8 秘密の保持

委員は、委員会等において知り得た事項を漏らしてはならない。

9 会議等の非公開

会議および議事録は委員会等の許可のない限り非公開とする。

10 庶務

委員会の庶務は、感染対策室（感染管理専従の看護師等）において処理する。

11 補則

この要領に定めるもののほか、ICT委員会の運営に関し必要な事項は院内感染対策責任者が定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。